

[事案 2019-99] 就業不能保険金支払請求

・令和2年1月16日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に定める「就業不能状態」に該当しないとして支払いを拒否されたことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年7月に発生した交通事故により就業不能状態となったため、平成26年3月に契約した組立型総合保険の就業不能保障特約に基づき就業不能年金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないとして就業不能年金は支払われなかった。しかし、本交通事故後に医師から指示された在宅療養は約款に定める期間以上継続し、この間就業不能状態にあったことが診断書により証明されていることから、就業不能年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 診断書は2度提出されているが、いずれの診断書においても、就業不能状態は証明されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、主治医が作成した2通の診断書において矛盾した判断がなされている点に関し、どちらの判断が妥当かを確認する必要があるものの、これらの事情を明らかにするためには、第三者である主治医への尋問や証拠調べ手続が必要となるところ、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。